

仕 様 書

1. 件名

地域におけるアセットマネジメントに必要な情報基盤整備作業

2. 作業の目的

国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下、「産総研」という）再生可能エネルギー研究センター太陽光システム研究チームでは、福島県における再生可能エネルギーの導入促進のための支援事業費補助金事業（福島再生可能エネルギー研究所最先端研究・拠点化支援事業）の一環として、福島再生可能エネルギー研究所に設置されている太陽光発電設備を活用し、オペレーション&メンテナンスの技術開発および人材育成を行う。本作業は、福島県を中心とする東北地方の太陽光発電の導入拡大施策に向けて、地域におけるアセットマネジメントに必要な情報基盤整備を行うことを目的としている。

3. 作業項目

- (1) 地域のアセットマネジメントに必要な情報基盤整備作業
- (2) アセットマネジメントに関する人材育成

4. 作業項目別仕様

- (1) 地域のアセットマネジメントに必要な情報基盤整備作業
 - ①地域におけるアセット（太陽光発電）の在り方として、福島県内の地方自治体へヒアリングおよび議論を行う会議を開催することにより、今後の地域における太陽光発電の活用方法、地方自治体の役割について課題および方向性について整理を行う。
 - ②福島県内の地方自治体関係者へのヒアリングについて、4者以上行うこと。
 - ③地方自治体関係者により議論を行う会議を3回（9月、11月、1月頃を想定）実施し、その会場、案内、資料の準備を行うこと。会議のうち1回は県内の会場で行い、他はオンラインを想定すること。参加人数は、産総研が指定する自治体10名、産総研2名程度を想定すること。会場の準備に必要な費用を含むこと。
 - ④既に調達済みの公共用のPPA（Power Purchase Agreement）の標準契約を調査し、より良い仕様書案を作成すること。作成にあたっては、環境省が既に作成している案（以下参照）を参考とすること。

「PPA等の第三者所有による太陽光発電設備導入の手引き」の付属資料

https://www.env.go.jp/page_00545.html

- ⑤PV (Photovoltaic) を巡るトラブルの対応支援として、PV の適正化に向けた市町村対応マニュアルの案を作成すること。マニュアル作成においては、長野県のマニュアル（以下参照）、盛土規制法、電気事業法、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法などの関連法令の対応情報を盛り込むこと。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/ontai/20160627solar-manual.html>

- ⑥①～⑤の結果を整理し、調査報告書として取りまとめること。

(2) アセットマネジメントに関する人材育成

- ①アセットマネジメントに関する国際規格である ISO 55001 をもとに、太陽光発電事業を対象としたアセットマネジメントの基礎に関するセミナーの講師を行うこと。
- ②対面と WEB のハイブリッド方式（対面は産総研福島再生可能エネルギー研究所）による開催を想定し、1 回。人数は 30～50 名を想定すること。時期は 9～12 月の開催を想定すること。
- ③実施内容については、昨年度まで産総研で実施したアセットマネジメント関連のセミナーを応用した内容を想定し、調達請求者と相談して決定すること。対象者は PV の設計・施工者とする。

昨年度実施資料は下記から入手可能：

<https://www.aist.go.jp/fukushima/ja/pvom/>

5. 特記事項

- ①2 か月に一度、進捗を報告すること。進捗報告はメールもしくはオンライン・対面による会議とすること。

6. 請負者に求める資格要件

- ①アセットマネジメント（ISO 55000 シリーズ）に関する講習会開催の実績があること。

7. 納入物品

- ①調査報告書（セミナー資料含む） 1 部（電子媒体）
※データ送付は、Eメールもしくはファイル転送サービスを利用すること。

8. 納入の完了

作業完了の後、「7. 納入物品」に記載された納入物品が過不足なく納入さ

れ、仕様書を満たしていることを確認して、納入の完了とする。

９．納入期限及び納入場所

納入期限：２０２６年１月１６日

納入場所：福島県郡山市待池台２－２－９

国立研究開発法人産業技術総合研究所

福島再生可能エネルギー研究所

再生可能エネルギー研究センター

研究本館 ４１１１室

１０．付帯事項

- ①本仕様書の技術的内容及び知り得た情報については、守秘義務を負うものとする。
- ②本仕様書の技術的内容に関する質問等については、調達請求者と協議すること。また、本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、調達担当者と協議のうえ決定する。